

丹南地区障害者給付認定審査会設置条例

	平成19年3月29日	条例第2号
改正	平成21年2月23日	条例第3号
改正	平成25年2月18日	条例第1号
改正	令和3年8月24日	条例第2号

(設置)

第1条 福井県丹南広域組合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により市町村審査会を設置する。

(名称)

第2条 この市町村審査会は、丹南地区障害者給付認定審査会（以下「認定審査会」という。）という。

(執務場所)

第3条 認定審査会の執務場所は、越前市瓜生町5字町田1番1サンドーム福井内とする。

(認定審査会の委員の定数)

第4条 認定審査会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員の職にある者の任期は、令和4年3月31日までとする。